

さいたま市告示第601号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条の規定により、次のとおり審理員となるべき者の名簿を作成したので告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 審理員名簿

職員の所属	役 職	氏 名
総務局総務部法務・コンプライアンス課	行政不服審査専門員	佐々木 康友
総務局総務部法務・コンプライアンス課	行政不服審査専門員	三輪 貴幸
総務局総務部法務・コンプライアンス課	副参事	横田 剛
総務局総務部法務・コンプライアンス課	総合調整幹	辻村 邦雄

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所総務局総務部法務・コンプライアンス課行政不服審査係
- (2) 電話 048（829）1086